

# 新型コロナウイルス感染症関連資金について

## ◇セーフティネット保証4号（突発的災害（自然災害））

国が指定した突発的災害(自然災害等)の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者を支援するための措置です。

※セーフティネットの案件については、[中小企業庁のホームページ](#)をご覧ください。

指定案件：令和二年新型コロナウイルス感染症

### ◆認定要件等

- ・創業者要件として、当町において1年間以上継続して事業を行っていること。
- ・指定案件の災害等の発生に起因して、事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

### ◆必要書類

様式を各1部、減少率の算出に使用した資料(売上台帳の写し等)

### 通常の手続き

- ・申請書
- ・申請書添付資料（売上高比較表）
- ・誓約書

### ◆申請後について

申請書をもとに審査・認定を行います(数日かかる場合があります)。認定後は、金融機関または保証協会に認定書を持参のうえ、保証付き融資を申し込むことができます。

※認定書が融資を確定するものではありません。金融機関や保証協会の審査によっては、ご希望にそえない場合もあります。

#### ◇セーフティネット保証5号（業種）

国の指定を受けた業種の事業を行い、その事業に関する売上高等が減少し、経営の安定に支障が生じている中小企業者を支援するための措置です。

※5号認定の概要や指定業種について、[中小企業庁ホームページ](#)を確認してください。

※新型コロナウイルス感染症により指定業種が追加されています。また、創業者の要件や認定基準の緩和措置が取られていますので、最新情報を中小企業庁ホームページから確認してください。

#### ◆必要要件等

・本店等(主たる事業所)が西桂町内にある中小企業で、(イ)、(ロ)のいずれかに該当すること。

(イ)指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少の中小企業者

(ロ)指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者

・行っている事業数(兼業)によって申請書類が異なります。

①1つの指定業種の事業のみまたは、複数の事業を行っておりそのすべてが指定業種の場合

②主たる事業(最近1年間の売上高等が最も大きい事業)が属する事業(主たる業種)が指定業種である場合であって、主たる業種及び申請者全体の売上高等の双方が認定基準を満たす場合。

③指定業種に属する事業の売上高等の減少が申請者全体の売上高等に相当程度の影響を与えていることによって、申請者全体の売上高等が認定基準を満たす場合。

◆必要書類

該当する様式を各1部、減少率を算出した資料(売上台帳の写し等)

- ・認定申請書(イ-①、イ-②、またはイ-③のうちの該当するもの)

※どの認定書で申請すればよいか分からない場合は最寄りの信用保証協会、または西桂町役場 産業振興課(TEL 0555-25-2121)にご相談下さい。

◆申請後について

申請書を元に審査・認定を行います。認定後は、希望の金融機関または信用保証協会に認定書を持参のうえ、保証付き融資を申し込むことが必要です。

※認定書が融資を確定するものではありません。金融機関や信用保証協会の審査の結果、ご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## ◇危機関連保証

東日本大震災やリーマンショックといった危機時に、全国・全業種を対象として、信用保証協会が通常の保証限度額（2.8億円）及びセーフティネット保証の保証限度額（2.8億円）とは別枠（2.8億円）で借入債務の100%を保証する制度。

※保証対象業種に限る。

## ◆対象中小企業者

指定案件に起因して、原則として、最近1か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれること。

（売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要）

## ◆必要書類

様式を各1部、減少率の算出に使用した資料(売上台帳の写し等)

- ・申請書
- ・申請書添付資料（売上高比較表）
- ・誓約書

※利用手続の流れは前ページのセーフティネット保証と同様

※別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。

※保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問い合わせください。